

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程

(平成十六年達示第四号)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第八条第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第二条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

一 総長

二 総長が指名する理事

三 研究科(地球環境学堂を含む。以下同じ。)の長

四 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授 各二名

五 エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科及び地球環境学堂の教授 各一名

六 附置研究所の長

七 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター及び学術情報メディア

イアセンターの長

八 附属図書館長

2 前項第四号及び第五号の評議員は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が指名する。

3 第一項第四号及び第五号の評議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第三条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 教育研究に関する中期目標についての意見(国立大学法人京都大学が国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に係る事項

二 教育研究に関する中期計画及び年度計画に係る事項

三 学則(国立大学法人京都大学の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 大学院の研究科・専攻、学部・学科、附置研究所、センターその他の重要な組織の設置、廃止及び重要な変更に関する事項

五 教育研究に関する予算に係る事項

六 教員人事の方針に関する事項

七 教員の配置換、出向、降任、解雇及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成十六年達示第七十号)の規定により、その権限に属するものとされた事項

八 名誉教授及び名誉博士の称号の授与基準並びに授与に関する事項

九 教育課程の編成に関する方針に係る事項

十 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

十一 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

十二 教育及び研究の状況について京都大学が行う点検及び評価に関する事項

十三 その他京都大学の教育研究に関する重要事項

2 前項に掲げるもののほか、教育研究評議会は、国立大学法人京都大学総長選考規程（平成十六年 月 日総長選考会議決定）の規定によりその権限に属するものとされた事務を行う。

（議長）

第四条 教育研究評議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、第二条第一項第二号の評議員のうちからあらかじめ議長が指名するものが、その職務を代行する。

（招集）

第五条 教育研究評議会は、総長が招集する。

2 総長は、評議員総数の五分の一以上共同して書面により要求があつたときは、教育研究評議会を招集しなければならない。

（開会）

第六条 教育研究評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

（議決）

第七条 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、総長又は二名以上の評議員が議題の表決に関し三分の二の多数決によることを提議し、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の三分の二の多数決によることができる。

（議案）

第八条 議案は、総長から教育研究評議会に附議する。

2 教育研究評議会において審議される議題は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の五日前に評議員に通知しなければならない。

（特別委員会）

第九条 教育研究評議会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

（評議員以外の者の出席）

第十条 議長が必要と認めたときは、教育研究評議会の上承を得て、評議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（雑則）

第十一条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第十二条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の議事の運営その他必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第二条第一項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学設置後初めて招集する教育研究評議会は、同条第一項第一号及び第二号の評議員で組織するものとする。

3 第二条第三項本文の規定にかかわらず、教育研究評議会設置後初めて任命する第二条第一項第四号及び第五号の評議員の任期は、当該評議員の属する研究科の研究科長の申出に基づき、総長が定める。

4 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学評議会規程（平成十二年達示第一号）

二 京都大学評議会内規（平成十二年五月九日評議会決定）